

## 職員の懲戒処分等について

このことについて、地方公務員法第 29 条の規定に基づく懲戒処分等下記のとおり行いましたので、公表します。

### 記

#### 1. 職員 A に係る処分について

- ①職位 係長級
- ②処分内容 停職 2 月
- ③処分年月日 令和 7 年 10 月 1 日
- ④事案の概要

当該職員は、町が管理する団地において、住民から濁り水に関する相談を繰り返し受けていたにもかかわらず、約 1 年間にわたり上司や関係部署へ報告せず、組織的な対応を著しく遅滞させた。加えて、正規の決裁を得ずに独断で住民に転居を促す趣旨の文書を送付した。これらの行為は、住民との信頼関係を著しく損なうものであった。

#### ⑤処分理由

上記行為は、法令等を遵守し、誠実に職務を遂行すべき職務上の義務に違反し、また、職務を怠ったものであり、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するため。

#### 2. 職員 B に係る処分について

- ①職位 主任級
- ②処分内容 減給 10 分の 1 1 月
- ③処分年月日 令和 7 年 10 月 1 日
- ④事案の概要

当該職員は、令和 3 年 11 月、町が管理する団地の付帯設備である加圧ポンプの故障を発見したにもかかわらず、上司への報告を怠り、当該設備が故障している事が組織内で共有されない状態が続いた。この報告漏れにより、修繕等の措置が講じられる機会が失われ、結果として令和 5 年 12 月に大規模な断水及び全戸への錆び水供給を招く一因となった。

#### ⑤処分理由

上記行為は、法令等を遵守し、誠実に職務を遂行すべき職務上の義務に違反し、また、職務を怠ったものであり、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するため。

### 3. 管理監督責任に係る処分について

本事案に関し、長期間にわたり業務上の重要な問題点を把握できず、住民サービスに深刻な影響を及ぼす事態を防げなかった事に対する監督責任、及び所属職員に対する指導監督が不十分であったとして、以下のとおり処分を行いました。

副町長

処分内容 譴責

処分年月日 令和7年10月1日

職員C（課長級）

処分内容 戒告

処分年月日 令和7年10月1日

### 4. その他の措置

上記処分のほか、関係職員2名に対し訓告の措置を実施しました。